

2022年10月14日

各位

会社名 株式会社 ココナラ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 鈴木 歩  
(コード番号 4176 東証グロース)  
問合せ先 執行役員 CFO 松本 成一郎  
(TEL 03-6712-7771)

### 監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更および役員の変動に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針である旨を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、2022年11月29日開催予定の第11回定時株主総会で承認可決されることを条件として「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、本定時株主総会において、定款一部変更を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

また、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実および持続的な企業価値の拡大を図ることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2022年11月29日開催予定の第11回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

①当社では、今後の業務範囲の拡大および新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、第18号から第20号の新設に伴い号数の繰り下げを行うものです。

②当社では、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い必要となる、監査等委員会および監査等委員となる取締役に関する規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものです。

③「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されたことに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり変更を行うものです。

- ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・上記変更案による条項の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年11月29日（火）（予定）

定款変更の効力発生日 2022年11月29日（火）（予定）

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

(2022年11月29日開催予定の第11回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
南 章行	取締役会長	代表取締役会長
鈴木 歩	代表取締役社長 CEO	同左
赤池 敦史	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2022年11月29日開催予定の第11回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
矢富 健太郎	社外取締役（監査等委員）	常勤社外監査役
肥後 結花	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
佐藤 有紀	社外取締役（監査等委員）	社外取締役

(3) 退任予定の監査役

(2022年11月29日開催予定の第11回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
石原 一樹	退任	社外監査役

以上

【別紙】

(下線部分は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネット接続サービス業</p> <p>(2) インターネット情報提供サービス業</p> <p>(3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業</p> <p>(4) インターネットを使った通信販売業</p> <p>(5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業</p> <p>(6) インターネットコンテンツの制作の受託</p> <p>(7) 各種マーケティング・小売業務の遂行</p> <p>(8) 電子商取引に関する企画および調査</p> <p>(9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業</p> <p>(10) インターネットメディアの売買及び運用</p> <p>(11) 出版業</p> <p>(12) 集金の代行業務</p> <p>(13) 経営コンサルティング業</p> <p>(14) 投資コンサルティング業</p> <p>(15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝</p> <p>(16) イベントの企画、開催</p> <p>(17) 前各号（ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く）に関するコンサルティング業務</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(18) 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネット接続サービス業</p> <p>(2) インターネット情報提供サービス業</p> <p>(3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業</p> <p>(4) インターネットを使った通信販売業</p> <p>(5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業</p> <p>(6) インターネットコンテンツの制作の受託</p> <p>(7) 各種マーケティング・小売業務の遂行</p> <p>(8) 電子商取引に関する企画および調査</p> <p>(9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業</p> <p>(10) インターネットメディアの売買及び運用</p> <p>(11) 出版業</p> <p>(12) 集金の代行業務</p> <p>(13) 経営コンサルティング業</p> <p>(14) 投資コンサルティング業</p> <p>(15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝</p> <p>(16) イベントの企画、開催</p> <p>(17) 前各号（ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く）に関するコンサルティング業務</p> <p><u>(18) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(19) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(20) 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業</u></p> <p><u>(21) 上記各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第 3 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役<u>の</u>ほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条～第14条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第6条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第 20 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u>  <u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第32条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)	第 <u>34</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、2022年8月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までに任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>2. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上